令和８年（フ）第４８号
静岡県掛川市満水421番地の５　ベレッツァ掛川202
債務者　飯田　泰奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１１８９号
京都府八幡市八幡三反長８番地の30
債務者　延末　絹代
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１６２号
島根県松江市外中原町279番地３　ルミエールⅢ201号室
債務者　持田　夏枝
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５号
島根県出雲市上塩冶町2512番地18　足立アパート北西、前住所佐賀県鳥栖市宿町931番地１　セイシェル大山Ｂ－103
債務者　香川　功怜
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第８２号
島根県出雲市白枝町639番地21
債務者　安達　正彦
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第８３号
島根県出雲市白枝町639番地21
債務者　安達　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

令和８年（フ）第５６５号
岡山県倉敷市児島小川９丁目５番97号
債務者　山中あさみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６８号
岡山県倉敷市児島小川９丁目５番97号
債務者　山中あつみ
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２４号
岡山県玉野市宇野２丁目26番12号
債務者　植村　一弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６３５号
岡山市北区平野937番地　ビレッジハウス吉備　１号棟407号室
債務者　谷田　早苗（旧姓仁熊、堀江）
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０２号
広島県福山市水呑町三新田二丁目175番地　アブニールヴィラＢ102
債務者　今岡　豊子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３５５号
愛媛県松山市姫原３丁目６番40号　ネオハイツ姫原205号
債務者　本田　太一
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４４４号
大分市大字関園931番地の１
債務者　和田　剛政
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４５４号
大分市弁天２丁目２番33－403号　アヴニールさくら
債務者　高野　秀幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５３２号
大分市住吉町２丁目４番17号　第２モリシゲビル703
債務者　江隈　正憲
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５４０号
大分市田中町１丁目14番４－206号　プリムール
債務者　渡邉　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係